



# 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する ワーキンググループ（第2回） における構成員からの主なご意見

---

2023年3月3日  
事務局

**検討アジェンダ（案）  
全体の検討を通じて留意すべき事項について**

- プラットフォーム事業者が提供している空間は、今では我が国の民主制システムを支える空間として機能している面があると思う。ソーシャルメディアでも、日本はTwitterに大きく依存している部分があり、多くの政治家の方々もTwitterのアカウントを持っている。その政治家のアカウントに対して、マスメディアなどにアクセスする機会がない人たちも直接意見を言うことができる。そういう意味で、民主制システムを支える言論空間を担っているという観点から、プラットフォーム事業者の役割を検討していくことが望ましい。【水谷構成員】
- プラットフォームサービスが事実上の発言のプラットフォームとしての寡占状態であるという点が重要と思う。インターネット前はマスメディアが発言、発信のコントロールをしていたが、インターネット時代になって各発言者が発言の機会を持てるようになったので、それが事実上メジャープラットフォームでないと情報流通に関われないというのが重要と思う。【上沼主査代理】

**検討アジェンダ（案）  
3-1（1）について**

- 表現の自由への萎縮効果を議論する際には、一括りに語るのではなく、フェーズごとに検討するべきではないか。発信者側へのサンクションのうち、一番極端な例としては刑罰が最も萎縮効果が働く場面だと考える。一方で、プラットフォーム上のモデレーションで考えてみると、少なくとも罰金や懲役を科すことは基本的にはなく、寡占状態の言論空間から追い出されるアカウント凍結が一番強く萎縮効果が働くだろう。それ以外のモデレーションにも様々なフェーズがあり、投稿の削除、警告スタンプの付与、ほかの投稿者から見えなくなるシャドウバンなどがあり得るが、それぞれで生じる萎縮効果が違うという点は、今後の検討で頭に置いておく必要がある。【水谷構成員】

**検討アジェンダ（案）  
3-2（2）について**

- 請求、申請があった場合に一度削除するということが追加されていて、まさにここが本質的なポイントかと思う。どういうときに削除するか、どのぐらいのタイミングで削除するかというのが被害者からすると重要で、逆にプラットフォーム事業者からしてもそれをどうするかというのがポイントで、どのように処理するか考えたときに、明確に判断できない部分が多くあって、立場によって全然意見が違っているので、結局みんなが納得して削除する場合というのは少なく、揉めごとが起こると思う。それを一旦削除した上で事後的に戻すのか、削除しないで決定が出たら消すのかという話だと思うが、プラットフォーム事業者が迅速にこれを判断するのはかなり難しいとされていて、結局は裁判所などの第三者の判断が重要であり、（2）の最後に出てきている迅速な判断が実は一番のポイントではないかと思う。【藤原構成員】

<p><b>検討アジェンダ（案） 4-4について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発信者情報開示請求で追加されている点で、DMでの誹謗中傷に関して実際どういう状況なのかというと、私のところにも同種の相談は非常によく寄せられ、ただ、こういうものへの対応が法的にはできないので、何とかしようがないと回答せざるを得ない状況。一番下に受信を選択できる機能がある場合はどう考えるのかと書いているが、確かに自分で危険を呼び込んでいるというような場合であれば、開示対象にしないという判断はあり得るが、Instagramなどは受信制限ができないので延々と誹謗中傷が寄せられるという事態が生じており、木村花さんが亡くなったのも恐らくこれが原因の一つになっている点は重視していただきたいと思っている。【清水構成員】</li> </ul>
<p><b>一般社団法人音楽 制作者連盟様ご発表 について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 粘着質なユーザーがアカウント凍結で追い出されても戻ってきてしまうという点は、おっしゃるとおりだと思う。一方で、萎縮効果の議論もマクロな視点が必要かと思う。今のネット空間というのは、炎上に関する研究を見ていると、一部のユーザーが極端に発信を行っている。沈黙して発信せずに読んでいるだけというユーザーが多い状況で、萎縮効果によって、ただでさえ沈黙しているマジョリティの人たちをより沈黙させてしまうことになっては、均等な発言の機会を与えるというネットにとっての非常に重要な機能が損なわれるので、その観点は考慮に入れるべき。【水谷構成員】</li> </ul>
<p><b>UUUM株式会社様 ご発表について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 権利侵害が限定されていて複眼的な判断がされないという問題について、海外のプラットフォームの場合は本当に複数の権利の主張をすることができないので、複眼的に見ると権利侵害と言えそうだなというものでも、例えば名誉毀損だけを選択するとちょっと微妙ですね、みたいなことがあるので、そういう観点からのコンテンツモデレーション、複数の権利侵害があり得る場合を想定したものを検討していく必要もあると思う。【清水構成員】</li> </ul>



### その他

- これまでの憲法や名誉毀損の議論では、公共性、公益性の観点から、政治家を筆頭に、マスメディアなどで発信力を持つ著名人の方々は、公的人物として位置づけられ、通常の私人とは切り分けて考えてきた部分があると思う。プラットフォーム上でも、例えばMetaにおいてはクロスチェックプログラムという特定の著名人の発信に対する優遇措置があるということが指摘され、それに対して同社の監督委員会が是正勧告を出している。芸能人の方々も脆弱な生身の人間であることも踏まえた上で、現在のメディア環境における特殊な位置づけを考慮に入れる必要があると思う。【水谷構成員】
- プラットフォーマー自身が収益機会を提供しているサービスの場合にはそういった収益を止める、いわゆるデマネタイゼーションというのも重要なコンテンツモデレーションの一手段になってくるであろう中、そういった点も実態把握の視野には入れていく必要があると思う。そういったマネタイゼーションは、主なプラットフォーム事業者だけではなく、まとめサイト、あるいは知的財産権の分野ではいわゆるフォロー・ザ・マネーという言葉はかなり広く取組としても使われており、広告プラットフォーム等を通じたマネタイズもどのように視野に入れていくのかといったようなことが今回の構造全体、そして透明性を図っていく上で、もしかすると論点になり得るのかなと感じた。【生貝構成員】